

令和 7 年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和 7 年度の地方消費税交付金の増収分の主な使い道は、下表のとおり本町の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 82,650 千円

（歳出）

・ 社会保障施策経費 1,305,517 千円

（単位 千円）

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉費	社会福祉総務費	216,964	29,583	187,381
	老人福祉費	407,503	44,347	363,156
	障がい者福祉費	180,131	127,760	52,371
	小計	804,598	201,690	602,908
児童福祉費	児童福祉総務費	19,946	9,933	10,013
	児童措置費	268,636	150,743	117,893
	小計	288,582	160,676	127,906
保健衛生費	保健衛生総務費	124,843	6,266	118,577
	予防費	34,304	46	34,258
	健康推進費	42,261	13,031	29,230
	母子保健費	10,929	4,650	6,279
	小計	212,337	23,993	188,344
合計		1,305,517	386,359	919,158

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、上記事業の一般財源の一部となっています。